

入札説明書 (入札後資格確認型一般競争入札用)

1 入札後資格確認型一般競争入札について

入札後資格確認型一般競争入札は、一般競争入札に参加する者の入札参加資格の確認を入札前に行わずに、入札書を提出し、開札を行った後、最低入札価格提示者(予定価格の制限の範囲内の価格をもって提示した者のうち最低価格を提示した者をいう。以下同じ。)から一般競争入札参加資格確認申請書等(以下、「申請書等」という。)の提出を受けて入札参加資格が有することを確認した上で、落札決定し契約を締結するものである。

なお、次に掲げる場合は、次順位の入札価格提示者について入札参加資格の有無を確認することとし、以下同様とする。

- ア 最低入札価格提示者が入札参加資格を有していないと確認した場合
- イ 最低入札価格提示者の入札が無効の場合

2 契約形態

落札者は、地方独立行政法人広島市立病院機構(以下、「病院機構」という。)と工事に関する契約及び駐車場管制設備保守管理業務に関する覚書(以下、「覚書」という。)を締結する。また、工事完成後引き渡しを受けた日から1年後までに覚書に基づき、保守管理業務の契約を締結する。

保守管理業務の契約期間は、11年間である。契約は、広島市立病院機構建設工事請負契約約款第56条第2項に定める期間が経過する日(引き渡しを受けた日から1年後)を始期とした11年間とする。

また、契約は、当初4年間とし、以降更新する。

3 入札参加条件等に係る共通事項

(1) 入札参加資格

入札公告に掲げる他、次の要件に該当する者

ア 公告日から落札決定日までの間のいずれの日においても、営業停止処分(本件入札に参加し、又は本件工事の受注者となることを禁止する内容を含まない処分を除く。)又は病院機構の指名停止措置若しくは広島市の指名停止措置を受けていないこと。

イ 広島市税を滞納していないこと。

ウ 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

エ 社会保険(健康保険及び厚生年金保険)・労働保険(雇用保険)へ加入し、保険料の未納がないこと。

オ 病院機構の契約に関して次のいずれにも該当しない者であること。

- ① 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- ② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- ④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務を妨げた者
- ⑤ 正当な理由がなく契約を締結しなかった者又は契約を履行しなかった者
- ⑥ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者。
- ⑦ 地方独立行政法人広島市立病院機構競争入札参加資格指名停止措置要綱第2条第1項に規定する別表各号に掲げる指名停止措置の要件に該当する行為等を行った者。
- ⑧ 広島市競争入札参加資格指名停止措置要綱第2条第1項に規定する別表各号に掲げる指名停止の措置の要件に該当する行為等を行った者。
- ⑨ ①から⑧までに該当する者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- カ 次のいずれにも該当していないこと。
 - ① 会社法の規定による清算の開始、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法又は民事再生法の規定による更生手続開始若しくは更生計画認可又は再生手続開始若しくは再生計画認可の決定がなされた者で、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。)
 - ② 不渡手形又は不渡小切手を発行し、銀行当座取引を停止されている者

- ③ 建築基準法、宅地造成等規制法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の法令等に違反し、広島市から当該法令違反に対する改善・命令等を受け、当該法令違反の理由により広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱の規定による指名停止措置を受けた者で、当該違反事項の改善がなされていない者
- キ 開札日の開札後当日において、一般競争入札参加資格確認申請書等を提出することができる者。
- ク 落札決定した後、契約を締結することができる者であること。
- ケ 本件工事に係る下請契約等の締結に際し、次のいずれかに該当する者を下請契約等の当事者として選定されることがないよう、必要な措置を講ずることができる者であること。
- ① 広島市の競争入札参加資格の取消しを受けた者で、広島市の競争入札に参加することができない期間を経過しない者
- ② 病院機構の指名停止措置を受けている者
- ③ 広島市の指名停止措置を受けている者
- ④ 営業停止処分を受けている者
- ⑤ 暴力団等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。）である者
- コ 本件工事を履行するために行う資材、原材料等の売買その他の契約（下請契約等を除く。）において、営業停止処分を受けている者を、その相手方又は代理人若しくは媒介をする者として選定することができないよう、必要な措置を講ずることができる者であること。
- (2) その他**
- 入札公告に掲げる入札参加条件等及び本入札説明書に掲げる事項を満たさない者は、当該入札を無効とする。

4 設計図等及び質疑に対する回答書の閲覧・配布等

(1) 設計図等の配布の方法

設計図書及び仕様書等（以下、「設計図等」という。）は、次の場所で配布する。
配布希望者は、下記(2)へ電話連絡し、配布方法等を確認すること。

(2) 配布場所

〒731-0293

広島市安佐北区可部南二丁目1番1号

地方独立行政法人広島市立病院機構 本部事務局 安佐市民病院整備室

電話：082（815）6792

電子メール：hirokikou-honbu@hcho.jp

(3) 配布の期間及び時間

ア 期間 入札公告に記載した期間

イ 時間 入札公告に記載した時間

(4) 配布した設計図等の返却

ア 配布した設計図等のうち紙面で配布したものは、メモ等の書き込みを行ってもよいが、入札公告に記載の期日までに、入札への参加の有無を問わず、一式全て返却すること。

イ 返却を行わない場合の入札は、無効とする。

(5) 設計図等に対する質疑

ア 設計図等に対する質疑は、入札公告に記載した期限までに、会社名、代表者名及び連絡先（担当者名含む。）を記載した文書（A4サイズ・書式自由、Word形式）を作成し、電子メールで上記(2)へ提出すること。（電子メール送信後に、必ず電話連絡の上、到達を確認すること。）

イ 公開した数量に対する質疑は、原則として質問の対象としないものとするが、質疑書の提出を行う場合は、仕様書及び図面等に対する質疑書とは別葉で、差異等の根拠資料も併せて提出するものとする。また、回答は、仕様書及び図面等に対する回答書とは別葉で行うが、根拠資料の提出がない場合及び根拠資料の内容が不明な場合は、回答をしない。

(6) 質疑に対する回答

質疑者へ直接回答（電子メール）するほか、上記(2)において、閲覧できる。期間については、入札公告に記載したとおり。

5 入札書等の提出方法等

(1) 入札書等の提出方法

ア 持参又は郵送（配達証明書付書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）に限る。

イ 次の①、②及び③の書類を入れたそれぞれの封筒を同一の封筒に入れ、その封筒には、入札書に押印した印鑑と同じ印鑑で封印し、封筒の表に「令和3年5月26日開札」、「広島市立新安佐市民病院（仮称）新築その他駐車場管制設備工事に係る入札書等在中」と朱書するとともに、封筒の裏に入札参加者の住所、商号又は名称を記載すること。

*別図1 「入札書等の封印・封入方法」を参照のこと。

① 入札書

- ア) 入札書は、所定の様式により提出すること。
- イ) 入札書には、入札金額等の必要事項を記載し、記名・押印した上、定型封筒（長形3号又は長形4号（JIS規格））に入れ、入札書に押印した印鑑と同じ印鑑で封印すること。封筒の表に「令和3年5月26日開札」、「広島市立新安佐市民病院（仮称）新築その他駐車場管制設備工事に係る入札書在中」と表示し、商号又は名称を記載（いずれも黒色で可）すること。
- ウ) 再度の入札は、初度入札後、直ちに実施するので、再度入札に備え、再度入札用の入札書を開札日に持参すること。
- エ) 再々度の入札は、再度の入札後、直ちに実施するので、再々度入札に備え、再々度入札用の入札書を開札日に持参すること。

② 委任状

- ア) 委任状は、所定の様式により提出すること。
- イ) 代表者でない者が、当該入札において代理人（代理人から委任を受けている復代理人を含む。）として入札する場合は、代表者からの委任状を前記①の封筒に同封すること。

代理人（復代理人）として入札する場合は、入札書の入札者住所氏名欄の記載は次の例のとおりとなるので、注意すること。

（入札者住所氏名欄の記載例）

○○市○○町○番○号
○○○○株式会社
代表取締役 ○○ ○○
上記代理人（復代理人） ○○ ○○ 印

③ 工事費内訳書及び保守管理業務費内訳書

- ア) 初度の入札に際し、初度の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書及び保守管理業務費内訳書を所定の様式により作成し、提出すること。
- イ) 工事費内訳書及び保守管理業務費内訳書は、他の入札参加者に知られないように自ら積算すること。最低入札価格提示者の工事費内訳書及び保守管理業務費内訳書が「工事費内訳書及び保守管理業務費内訳書作成要領」の無効事由に該当するときは、その入札を無効とする。
- ウ) 工事費内訳書及び保守管理業務費内訳書の作成方法は「工事費内訳書及び保守管理業務費内訳書作成要領」による。
- エ) 工事費内訳書及び保守管理業務費内訳書は、封筒に入れて入札書に押印した印鑑と同じ印鑑で封印すること。封筒の表に「令和3年5月26日開札」、「広島市立新安佐市民病院（仮称）新築その他駐車場管制設備工事に係る工事費内訳書在中」と表示し、商号又は名称を記載（いずれも黒色でも可）すること。

④ 保守管理業務入札費用の計算方法

供用開始後に実施する保守管理業務の内容については、「新安佐市民病院（仮称）駐車場管制設備保守点検業務仕様書」によるものとし、保守管理業務入札費用は、当該契約による駐車場管制設備工事の引き渡しを受けた日の1年後である2年目から12年目までの11年間保守管理を実施するために必要な額（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

（参考）保守管理業務入札費用の計算式

$$(1\text{か月あたりの金額}) \times 132 \text{ヶ月} = \text{保守管理業務入札費用 (総合計金額)}$$

⑤ 注意事項

提出された入札書等の撤回又は差し替えは、提出期限内であっても一切認めない。

② 入札書等の提出期限

入札公告に記載したとおり。

③ 入札書等の提出場所

〒 730-8518

広島市中区基町7番33号 広島市民病院西棟2階

地方独立行政法人広島市立病院機構本部事務局契約課

電話 082(569)7836 (直通)

電子メール : hirokikou-honbu@hcho.jp

6 一般競争入札参加資格確認申請書等の作成

次の(1)から(11)までに掲げる書類について、申請者自らが入札参加資格を有していることを証することができるよう作成し、これらを左綴じした上で、1部作成すること。

作成した申請書等は持参すること（「7一般競争入札参加資格確認申請書等の提出」参照）。

申請書等は、配布資料により入手できる。

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）

「認定工種」欄には、広島市から既に通知済みの、入札公告の競争入札参加資格において記載した年度の広島市建設工事競争入札参加資格認定通知書に従い記入すること。また、「許可区分」、「本店所在地」欄は該当するもの

に○印をすること。

(2) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

ア 社会保険（健康保険及び厚生年金保険）・労働保険（雇用保険）への加入状況を確認するためには、開札日前1年7か月以内の日を審査基準日とする経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを必要とするので、申請書等に必ず添付して提出すること。

(3) 施工実績調書（様式2）

ア 入札公告に記載した競争入札参加資格の会社の施工実績に該当する工事のうち、代表的な工事を記載（最高2件まで）すること。

入札公告で特に明記していない限り、1件の工事で条件を満たしていなければならぬ（総価契約の場合には、単価契約の施工実績は認めない。）。

イ 建設工事の種類は、施工実績に記載する建設工事の種類を建設業法第2条別表の建設工事の種類で記載（該当する工種があるものは✓印）すること。

ウ 記載された施工実績の確認資料として、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（C O R I N S）」に登録されているデータ（以下「竣工時カルテ」という。）の写しを添付すること。

ただし、竣工時カルテの写しを添付することができない（C O R I N S 登録対象工事以外）場合には、実績証明書又は契約書の写しを添付すること（いずれの場合であっても、競争入札参加資格とした施工実績の具体的な内容が確認できるものでなければならない。これらの書類で確認できない場合は、設計図等も併せて添付すること。民間工事の場合も同じ。）。

※ 民間工事の場合の証明方法は、次の①又は②による。

① 施工実績証明書

a 工事監理を行った者が発行した実績証明書（工事監理者が当該証明物件との関係が明らかであるものも併せて提出すること。）

b 上記aが提出できないときは、注文者（施主）が発行した実績証明書

② 契約書（注文書又は請書を含む。）の写し

注文者（施主）による原本確認及び竣工確認があるもの

文例）「この契約書（請書）の写しは、原本と相違ありません。また、契約書（注文書）の内容どおり施工されたことに相違ありません。」という旨の注文者（施主）による記名押印があるもの。

①、②のいずれの場合も施工実績において、競争入札参加資格を満たしている元請として施工したことが明記されているものに限る。

また、証明の内容に虚偽があった場合は、請負人である入札参加資格確認申請者がその責めを負う旨の誓約文を付記し、記名押印すること。

文例）「上記の証明事項について、万一、事実と相違するものがあった場合の責めは全て私が負うものとし、入札参加資格の喪失や指名停止の措置等を取られても一切異議の申立てをいたしません。」
(記名押印)

また、会社の施工実績が共同企業体によるものである場合には、申請者が当該共同企業体の構成員であること及び出資割合が確認できる資料を添付すること（竣工時カルテの写し、実績証明書又は契約書の写しにより、共同企業体の構成員であること及び出資割合が確認できる場合には、添付する必要はない。）。

(4) 配置予定技術者等調書（様式3-1、様式3-2）

ア 入札公告に記載した入札参加条件の技術者等に該当する主任技術者又は監理技術者を記載すること。また、「予定下請契約金額」欄へ見積時点又は申請書提出時点での下請予定総額を記載すること（様式3-1）。下請予定総額が4,000万円（建築一式工事にあっては、6,000万円）以上となる予定である場合は、監理技術者とすること。主任技術者とする場合は、当該金額以上の下請契約はできないので注意すること。

なお、申請書等の提出時に配置予定技術者等が特定できない場合には、複数の配置予定技術者等を認めるが、この場合、配置予定技術者等ごとに別葉とすること。

イ 記載された配置予定技術者等の資格等の確認資料として、設計図等のうち「現場代理人、主任（監理）技術者の雇用関係及び本人確認について（配布用）」の2雇用関係の確認方法に記載した証明書類を添付すること。

また、技術検定合格者証明書又は監理技術者資格者証の写し（表・裏両面の写しとし、申請者と同一の会社名が記載されていることを確認すること。）も併せて添付すること。有効期限が過ぎているものは受理できないので、注意すること。

なお、平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者にあっては、監理技術者講習修了証又は監理技術者講習修了証明書の写しを添付すること。技術検定合格証明書の場合にあっては、雇用関係を確認できるものの写し（健康保険被保険者証等）を添付すること。実務経験による技術者にあっては、実務経歴書（様式3-2）及び雇用関係を確認できるものの写しを提出すること。

ウ 落札した場合は、配置予定技術者等を必ず本件工事に着手から完成まで（工期が変更された場合は変更後の工期末まで）配置すること。ただし、病気、退社等本機構がやむを得ない理由があると認める場合はこの限りでない（場合によっては、事情聴取を行う。）。

なお、契約日までの間において、公告に定める条件に合致する者であるときに限り配置予定技術者等の変更をすることができる。ただし、落札決定後契約日までの間に変更する場合、変更後の配置予定技術者等について雇

用関係が要件を満たさない場合等により配置予定技術者等を設置できないときは、契約締結をすることができないため、16その他の(5)に該当することとなるので注意すること。

エ 専任を要する主任（監理）技術者（請負金額が3,500万円（建築一式工事にあっては、7,000万円）以上^{の工事の場合}）及び現場代理人は、契約日において、他の工事に監理（主任）技術者、現場代理人等として配置されていないこと（工事の完成・引渡しが終了していること。）。

オ 専任を要する主任（監理）技術者の恒常的雇用関係は、開札日以前に3か月以上の雇用期間があること。

カ 専任を要しない主任技術者及び現場代理人の雇用関係は、開札日の前日以前に雇用関係があること。

キ 出向者や派遣社員は技術者になれない。また、営業所の専任技術者及び経営業務の管理責任者は専任を要する主任（監理）技術者にはなれない。また、出向者、派遣社員、営業所の専任技術者及び経営業務の管理責任者は現場代理人になれない。

(5) 資本的関係・人的関係調書（様式4）

ア 次の関係にある場合は、必ず記載して提出すること（記載の対象は、広島市建設工事競争入札参加資格者又は広島市建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者として認定されている者）。

- ① 親会社と子会社
- ② 親会社が同一である子会社
- ③ 代表権を有する者が同一である会社
- ④ 役員が兼任している会社（一方の会社の役員が他方の会社の管財人（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。）を兼任している場合を含む。）
- ⑤ 役員が夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にある会社
- ⑥ 上記①から⑤が複合した関係にある会社
- ⑦ 本店、支店等の営業所の所在地が同一場所にあり入札の適正さが阻害されると認められる会社
- ⑧ 社員が他の会社の事務や営業にかかわっており入札の適正さが阻害されると認められる会社
- ⑨ その他入札の適正さが阻害されると認められる会社

なお、上記に該当するものがなければ、該当がない旨の誓約として提出すること。

また、虚偽の申告を行ったものは指名停止措置を取ることがあるので、注意すること。

イ 入札公告に記載した設計業務等の受託者と資本的関係若しくは人的関係がある建設業者は入札に参加できない。

ウ この書類を提出したことにより、アの①から⑨までのいずれかに該当することが判明した場合、関係のある者が同一の入札に参加したときは、これらの者の入札を全て無効とする。

(6) 保守管理業務調書（様式5）

工事完了後の駐車場管制設備の保守管理業務の確実な実施を担保するため、現在の状況について全て記入して提出すること。

なお、落札者が現在の状況において、保守点検業務仕様書に基づく保守管理体制を有していない場合には、工事完成までに有することを誓約する旨の文章を求める予定である。

(7) 広島市税の納税証明書（写し）

「令和〇〇年〇月〇〇日（直近の証明可能な日）以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある広島市の納税証明書の写しを添付すること。

（証明年月日が資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

納税証明書の請求方法等については、「入札等に参加するための納税証明書について」（広島市のホームページに掲載）を参照すること。

※ 納税証明書の有効期限については次の例を参照のこと。

・資格確認申請書提出日が平成29年5月7日の場合 ⇒平成29年2月7日以降の証明年月日のもの

(8) 消費税及び地方消費税の納税証明書（写し）

「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書（「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか）の写しを添付すること。（電子納税証明書は不可）

（証明年月日が資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

納税証明書は、納税地を所管する税務署で発行されるので、消費税及び地方消費税の納税証明書（未納の税額がないこと用）の交付を受けたい旨申し出た上で、該当する税務署に請求すること。

納税証明書の請求方法等については、<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/nofu-shomei/shomei/01.htm>を参照すること。

※ 納税証明書の有効期限については(8)の例を参照のこと。

(9) 社会保険（健康保険及び厚生年金保険）・労働保険（雇用保険）への加入及び保険料の未納がないことの証明書類等

証明書類等の詳細については、病院機構のホームページ（<http://www.hcho.jp/>）のトップページの「入札・契約情報」→「各種帳票・様式」→「社会保険等への加入状況確認書類」により確認すること。

- ① 加入

- 各保険の加入状況を確認するためには、開札日前1年7か月以内の日を審査基準日とする経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを必要とするので、申請書等に必ず添付して提出すること。
- 各保険の加入義務の有無に対する確認方法については、ホームページの「社会保険・労働保険加入等に係る体系図及び確認書類等」により確認すること。
- なお、各保険への適用を受けない者については、「各保険の加入義務がないことの申立書」（社会保険・労働保険加入等に係る体系図及び確認書類等に参考様式として別添6あり）を提出すること。

② 未納がないことの確認

- 過去2年間の保険料を対象（加入期間が2年に満たない場合は加入日から対象）とし、その期間未納がないことの証明書の写し（証明年月日が資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）を提出すること。

なお、労働保険（雇用保険）の証明書類において、全期納付した事業者が、広島労働局の発行する有効期限の記載のある証明書を提出する場合には、当該有効期限まで有効とする。

- 証明書によらない場合等その他の確認方法については、ホームページの「社会保険・労働保険加入等に係る体系図及び確認書類等」により確認すること。
- なお、各保険料の納入に関する手続の詳細は、所轄する年金事務所や労働局等に問い合わせること。

※ 証明書の有効期限については(8)の例を参照のこと。

(10) その他必要となる添付書類

その他入札公告等で必要とされた書類を添付すること。

7 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出

開札終了後、最低入札価格提示者は、申請書等を持参して提出するものとする。なお、最低入札価格提示者が2者以上ある場合は、入札参加資格の確認をする順番を決めるくじ引の結果、順番が1番となった者を申請書等の提出者とする。

(1) 提出場所

4(2)に同じ。

ただし、病院機構から別途指示のある場合は、その指示による。

なお、最低入札価格提示者の資格が確認できない場合等は、後日、最低入札価格提示者以外の者について、申請書等の提出を求めるので、別途指示するとおり申請書等を提出すること（所定の期限までに申請書等を提出しない者は当該入札を無効とする。）。

※ 提出のあった申請書等については、記載漏れ等について簡単に確認し、受理するが、入札参加条件を満たしているかどうかは、後日書類を精査し、入札参加資格確認の有無を審査するので、申請書等の提出が完了したことによって入札参加資格を有していることの確認を保証するものではない。

(2) 提出部数

1部とする。

提出された申請書等の撤回又は差替えは認めない。なお、病院機構から申請書等の一部について、追加提出を求める場合がある。

(3) 提出期限

提出期限は、開札日の午後5時まで

8 一般競争入札参加資格の確認結果及び入札結果の通知

入札公告に記載したとおり。

9 契約金額

ア 工事施工

落札者の金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とする。

イ 保守管理業務

落札者の各設備の1か月あたりの金額（初度の入札書で落札者が決定した場合は、保守管理業務費内訳書に記載された各設備の1か月あたりの金額とする。再度以降の入札書で決定した場合は、初度との割合で算出した金額とする。1か月あたりの金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）に、契約月数を掛けた金額の合計に対し、保守管理業務契約時に有効な消費税及び地方消費税の税率により算定した額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とする。

10 契約保証金

ア 工事施工

契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

契約締結日までに契約保証金の納付又は金融機関の保証、保証事業会社の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結（以下「保証等」という。）に係る証書の提出をすること。

契約金額が100万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないときは契約保証金を免除する。ただし、変更契約により変更後の契約金額が100万円以上となる場合には、変更契約締結の日までに、変更後の契約金額の100分の10以上の契約保証金（現金）の納付が必要となる。

契約時及び変更契約時のいずれも契約保証金（現金）と保証等の併用はできない。

詳細は、4(1)の設計図等の中の「契約保証金の納付について」のとおり。

イ 保守管理

契約締結日までに最高支払予定額（各年度の支払予定額のうちの最高額。各年度の支払予定額が同額の場合は、年額相当額）の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

① 保険会社との間に病院機構理事長を被保険者とする履行保証保険を締結して、提出したとき。

この場合において、履行保証保険が当初2か年度の履行期間（契約締結日から履行開始日の前日までの期間を含む。）までをその保険期間とするものであるときは、その提出の際に、当該履行保証保険の満了日から起算して7日前の日（当日が休日の場合は、休日でない前日）までに、残余の履行期間までを保険期間とする新たな履行保証保険を締結して提出すること、又は当該7日前の日までに最高支払予定額の100分の10以上の契約保証金を納付することについて、誓約書を提出しなければならない。当該期限までに、新たな履行保証保険を締結して提出しないとき、又は契約保証金を納付しないときは、直ちに契約を解除する。

なお、履行保証保険契約の締結に当たっては、事前に保険会社の審査が必要であり、特に履行期間が複数年の場合は審査に時間を要するため、落札決定後や契約締結日になって初めて保険の申込みをすると保険の締結ができない場合があることから、必ず事前のできるだけ早い時期に保険会社と相談しておくこと。

② 契約保証金免除申請書を提出したとき。

契約を締結しようとする日から過去2年間に国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ契約を履行しないこととなる恐れがないと認められるとき。

※ 契約を履行しないこととなる恐れがないと認められる場合

- ・ 広島市税について滞納がないこと。
- ・ 消費税及び地方消費税について未納税額がないこと。

11 契約書の作成**(1) 工事請負契約書（工事施工）**

病院機構が2通作成し、病院機構及び落札者がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

(2) 保守点検業務契約書（保守管理業務）

ア 落札者が契約書を2通作成し、病院機構及び落札者がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

イ 契約書の作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は病院機構が交付する。

12 入札手続等**(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨**

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札書記載金額

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札参加資格のない者がした入札

イ 一般競争入札参加資格確認申請書等の書類に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 再度入札を実施する場合において、初度入札（無効となった入札を除く。）の最低価格以上の価格でした入札。

エ 再々度入札を実施する場合において、再度入札（無効となった入札を除く。）の最低価格以上の価格でした入札。

オ 入札金額を訂正したもの

カ 入札書に記名押印がないもの

キ 入札書の記入文字が明確でないもの

ク 同一の入札参加者若しくは代理人（復代理人を含む。）から2通以上の入札書が提出されたもの

- ヶ 設計図等の配布を受けずに入札書が提出されたもの
- ｺ その他入札に関する条件に違反した入札

(4) 入札の回数

- ア 入札は初度、再度及び再々度の3回とする。
- イ 入札において、予定価格の制限の範囲内の価格（以下、「予定価格内の価格」という。）がない場合は、再度又は再々度の入札を行う。
- ウ 初度入札に参加しなかった者及び無効な入札をした者は、再度及び再々度の入札に参加できない。

(5) 開札の立会い

- ア 入札参加者又は代理人（以下、「入札参加者等」という。）は、開札に立ち会うこと（立会人は1者につき1名とする。）。なお、立ち会うことができない場合は、開札の日時までに前記5(3)の本部事務局契約課へ連絡すること。

入札参加者等が開札に立ち会わない場合は、初度の入札に限り、入札事務に關係のない職員を立ち合わせて行う。なお、再度及び再々度の入札については、辞退したものとみなす。

- イ 入札参加者等は、開札時刻後においては、開札場所に入室することはできない。
- ウ 入札参加者等は、開札場所に入室しようとするときは、入札執行職員の求めに応じ、身分証明書（社員証等）を提示しなければならない。
- エ 入札参加者等は、入札執行職員等がやむを得ないと認めた場合のほか、開札場所を退出することはできない。

(6) 落札者の決定方法

工事施工費入札価格及び保守管理業務費入札価格のそれぞれが、病院機構契約規程第7条の予定価格の制限の範囲内で、その合計金額が最低の価格をもって有効な入札を行った入札者から順に、申請書等に基づき入札参加資格の確認を行った上で後日落札者を決定する。ただし、当該開札日時から落札者の決定までの間に次のいずれかに該当することとなったときは、その者の入札を無効とする。

- ① 広島市の競争入札参加資格の取消を受けた場合
- ② 病院機構の指名停止措置を受けた場合
- ③ 広島市の指名停止措置を受けた場合
- ④ 資格確認申請書及びその添付書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合

13 本件工事の内容に関する問合せ先

4(2)に同じ。（本部事務局安佐市民病院整備室）

14 本件工事の入札手続等に関する問合せ先

5(3)に同じ。（本部事務局契約課）

15 本件工事の施工に当たって

- (1) 本件工事の施工に当たっては、関係法令並びに広島市立病院機構契約規程等の諸規程及び広島市立病院機構建設工事請負契約約款等の規定を遵守しなければならない。
- (2) 本件工事の施工に当たり、広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに本機構に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

16 その他

- (1) 入札参加者は、広島市立病院機構契約規程等の諸規程、広島市立病院機構建設工事請負契約約款及び設計図等その他契約条件に従い、入札すること。
- (2) 入札参加者は、関係法令を遵守すること。
- (3) 設計図等を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用しないこと。
- (4) 入札参加及び申請書等の作成等に要する費用は申請者（提出者）の負担とする。その他、入札参加者の行為により入札の公正性に疑義を生じたとき又は病院機構の都合により入札を中止したときも同様とする。また、提出された申請書等は返却しない。
- (5) 契約を締結しない落札者は、契約予定金額の100分の5に相当する額を損害賠償金として病院機構へ支払わなければならぬ。また、病院機構は、契約を締結しない落札者を病院機構における競争入札に参加させない措置を講じる。
- (6) 入札公告後に入札中止、訂正又は入札関係資料の修正を行うことがある。
この場合、病院機構のホームページ(<http://www.hcho.jp/>)のトップページ上の「入札・契約情報」→「変更・中止公告」に掲載するので入札前に確認すること。
- (7) この入札説明書に記載した「工事費内訳書及び保守管理業務費内訳書作成要領」やその他提出すべきもの等については、病院機構のホームページ(<http://www.hcho.jp/>)のトップページ上の「入札・契約情報」→「入札見積に関する規程・要綱・様式」へ画面を開きダウンロードすること。

(様式 1)

令和 年 月 日

広島市立病院機構 理事長

所 在 地 ○○市○○区○○町○丁目○番○号

商号又は名称 株式会社○○○○

代 表 者 代表取締役 ○○ ○○ 印

認定工種			
許可区分	特定・一般		
本店所在地	市内	県内	県外

一般競争入札参加資格確認申請書

(入札後資格確認型一般競争入札用)

下記工事の一般競争入札について、競争参加資格を確認されたく、次のとおり添付書類を添えて申請します。

工事名 広島市立新安佐市民病院（仮称）新築その他駐車場管制設備工事

添付書類（提出するものの□に「✓」印又は■（塗潰し）をすること。）

- 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写し)（必ず添付すること。）
 - 施工実績調書及びその確認資料（必ず添付すること。）
 - 配置予定技術者等調書及びその確認資料（必ず添付すること。）
 - 実務経歴書（実務経験による技術者の場合に必要）
 - 資本的関係・人的関係調書（必ず添付すること。）
 - 広島市税の納税証明書（写し）（必ず添付し、**様式及び有効期限**に注意すること。）
 - 消費税及び地方消費税の納税証明書（写し）（必ず添付し、**様式及び有効期限**に注意すること。）
 - 社会保険（健康保険及び厚生年金保険）・
労働保険（雇用保険）への加入及び保険料（必ず添付し、**様式及び有効期限**に注意すること。）
の未納がないことの証明書類（写し）（適用を受けない書類（原本）も含む。）
 - 保守管理業務調査
- その他()（入札公告等において必要としている場合のみ必要）

誓約事項

- 1 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」等の関係法令を遵守し、談合及び談合と疑われるような行為は行わず、公正な入札に努めます。
- 2 自社又は他の入札参加者が行った行為により、当該入札の公正性に疑義が生じ、広島市立病院機構において入札の中止等いかなる措置をとられても、一切異議の申立てをしません。
- 3 本件工事に係る設計業務の受託者である株内藤建築事務所及び有シグマ建築事務所と当社とは、入札公告に定める資本的関係若しくは人的関係はありません。
- 4 広島市立新安佐市民病院（仮称）整備に関するコンストラクション・マネジメント（CM）業務の受託者（日建設計コンストラクション・マネジメント株）と当社とは、入札公告に定める資本的関係若しくは人的関係はありません。
- 5 広島市発注契約に係る暴力団排除措置要綱第2条第1項から第5項までに規定する者のいずれにも該当しません。また、役員等の中のうちに暴力団員等又は暴力団関係者である者はいません。

(問い合わせ先)

担当者：○○ ○○

部 署：○○部○○課

電 話：(○○○)-○○○-○○○○○(代) (内線○○○○)

記載漏れ等がないか簡単な確認を行い受理しましたが、入札参加条件を満たしているかどうかは、後日書類を精査し、入札参加資格確認の有無を審査するので、この受付をもって競争入札参加資格を有していることの確認を保証するものではありません。

(様式 2)

令和 年 月 日

所 在 地 ○○市○○区○○町○丁目○番○号
 商号又は名称 株式会社○○○○
 代 表 者 代表取締役 ○○ ○○ 

施工実績調書

項 目		1	2
工事名稱等	工 事 名	○○○○○○○○工事	
	建設工事の種類	<input type="checkbox"/> 機械器具設置工事 <input type="checkbox"/> 管工事 <input type="checkbox"/> 電気工事 <input type="checkbox"/> 建築一式工事 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	発注者名	○○市	
	工事場所	○○県○○市○○町	
	最終請負金額 (消費税等を除く。)	(単体の場合) ○○○, ○○○, ○○○円 (JVの場合) 全体額 ○○○, ○○○, ○○○円 当社分 ○○○, ○○○, ○○○円	
	工 期	平成○○年○○月○○日から 平成○○年○○月○○日まで	
	受注形態	単体又は共同企業体 (出資割合○○%)	
工事内容		<p>※入札公告に記載した競争参加資格に定める施工実績を有していることを確認できるよう、具体的な構造、数量等を記載すること。</p> <p>(例) 平成18年4月1日以降に元請として完・引渡しが完了した、次の工事の施工実績を有すること。 駐車台数 120台以上の駐車場管制設備の新設工事又は更新・改修工事</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(記載例)</p> <ul style="list-style-type: none"> • ○○医療センター新築駐車場管制設備工事 • 工期 平成23年5月20日～平成25年3月31日 • 元請 (単体で受注) • 新設 • 駐車場管制設備 一式 駐車台数 ○○○台 	

所 在 地 ○○市○○区○○町○丁目○番○号
 商号又は名称 株式会社○○○○
 代 表 者 代表取締役 ○○ ○○ 印

配置予定技術者等調書

配置予定技術者等		<input checked="" type="checkbox"/> 監理技術者 <input type="checkbox"/> 主任技術者 <input checked="" type="checkbox"/> 現場代理人 氏名 ○○ ○○ ※上記の者は営業所の専任技術者又は経営業務の管理責任者でないこと。		
法 令 に よ る 資 格 ・ 免 許	監理技術者資格者証 一級○○施工管理技士	監理技術者講習 (○○年○月○日修了)		
営業所の専任技術者	氏名 ○○ ○○			
経営業務管理責任者	氏名 ○○ ○○			
予定下請契約金額	○○, ○○○, ○○○円			
手持ち工事の有無 (下請工事も含む。)	(工事名) ○○○○○○○○○工事 (発注者名) ○○市 • 無 • 有 (工期) 平成○○年○○月○○日から平成○○年○○月○○日まで (契約金額) ○○○, ○○○, ○○○円			
重複申請の有無	• 無 • 有 (工事名) ○○○○○○○○○工事			
工 事 經 歴	項 目	1	2	
	工 事 名	○○○○○○○○○工事	—	
	建設工事の種類	<input type="checkbox"/> 機械器具設置工事 <input type="checkbox"/> 電気工事 <input type="checkbox"/> その他 ()	—	
	発 注 者 名	○○市	—	
	工 事 場 所	○○県○○市○○町	—	
	最終請負金額 (消費税等を除く。)	(単体の場合) ○○, ○○○, ○○○円 (JVの場合) 全額 ○○○, ○○○, ○○○円 当社分 ○○○, ○○○, ○○○円 (出資割合○○%)	—	配置予定技術者の施工経験を入札参加条件としている場合に、施工実績調書に準じて記載すること。
	工 期	平成○○年○○月○○日から 平成○○年○○月○○日まで	—	—
	工 事 内 容	—	—	—

注1 監理技術者又は主任技術者が現場代理人を兼務しない場合は、別々に作成すること。

注2 申請書等の提出時に配置予定技術者等が特定できない場合には、複数の配置予定技術者等を認めるが、この場合、配置予定技術者等ごとに別葉とすること。

(様式 3-2)

実務経歴書

技術者氏名	○○ ○○	生年月日	昭和XX年XX月XX日
最終学歴	学校	学部 年	学科 月卒業
職歴	平成 9 年 4 月入社		
法該当区分 (該当する区分に○)	建設業法第7条第2号 イ ロ ハ (経験工種: ○○工事業)		
職名(従事した立場)	実務経験内容	実務経験期間	経験年数
△△建設(株)	○○○○○○○工事ほか	H.8年4月から H.9年3月まで	1年
現場技術者	○○○○○○○工事ほか	H.9年4月から H.14年3月まで	5年
主任技術者	○○○○○○○工事ほか	H.14年4月から H.20年3月まで	6年
合計		12年	月

注1 この様式は、実務経験（建設業法第7条第2号該当）による技術者の場合のみ提出してください。

注2 最終学歴欄は、必要な実務経験の年数を確認するものであるため、最終学歴の学校名、学科名、卒業年月日を記載してください。

注3 実務経験内容の工事は1件以上記載してください。（必要な経験年数の期間に至るまで遡るか又は1件のみでもかまいません。）

注4 他の工種で実務経験を既に計上（登録）している場合は、実務経験期間が重複しないように注意してください。

資本的関係・人的関係調書

令和 年 月 日

所 在 地
商号又は名称
代 表 者

印

当社と資本的関係及び人的関係のある者は、次のとおり

※ 記載の対象は、広島市建設工事入札参加資格者又は広島市建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者として認定されている者です。

1 資本的関係に関する事項

- ① 会社法第2条第4号の規定による親会社

商号又は名称	〇〇建設株式会社

- ② 会社法第2条第3号の規定による子会社

商号又は名称	該当なし

- ③ ①に記載した親会社の他の子会社（自社を除く）

商号又は名称	該当なし

(注) 親会社は、持株会社等も記載の対象となります。

2 人的関係に関する事項

- ① 役員の兼任の状況

当社の役員等		兼任先及び兼任先での役職	
役職	氏名	商号又は名称	役職
代表取締役	〇〇 〇〇	△△建設コンサルタント株式会社	取締役

- ② 役員が夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にある会社

当社の役員等		夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にある会社及び役職等	
役職	氏名	商号又は名称	役職、氏名及び続柄
該当なし			

* 親会社とは、会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。

* 子会社とは、会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。

* 役員とは、次の者をいう。

- ・会社の代表権を有する取締役（代表取締役）
- ・取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会設置会社の取締役を除く。）
- ・会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人
- ・委員会設置会社における執行役又は代表執行役

* 取締役には、非常勤を含む。

* 監査役、会計参与、執行役員は該当しない。

* 「夫婦」は法律上のものに限る。

* 「親子」は、民法上の規定による実子のほか、養子及び特別養子の関係にあるものをいう。

* 「兄弟姉妹」は、血縁関係にあるものをいい、姻族関係にあるもの（配偶者の兄弟姉妹）は含まない。

3 複合的関係に関する事項

- ① 上記1及び2が複合した関係にある会社

商号又は名称	所在地	関係
該当なし		

4 その他(1又は2と同視しうる関係があると認められる場合)

- ① 本店、支店等の営業所の所在地が同一場所にあり入札の適正さが阻害されると認められる会社

商号又は名称	所在地	関係
該当なし		

- ② 社員が他の会社の事務や営業にかかわっており入札の適正さが阻害されると認められる会社

商号又は名称	所在地	関係
該当なし		

- ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる会社

商号又は名称	所在地	関係
該当なし		

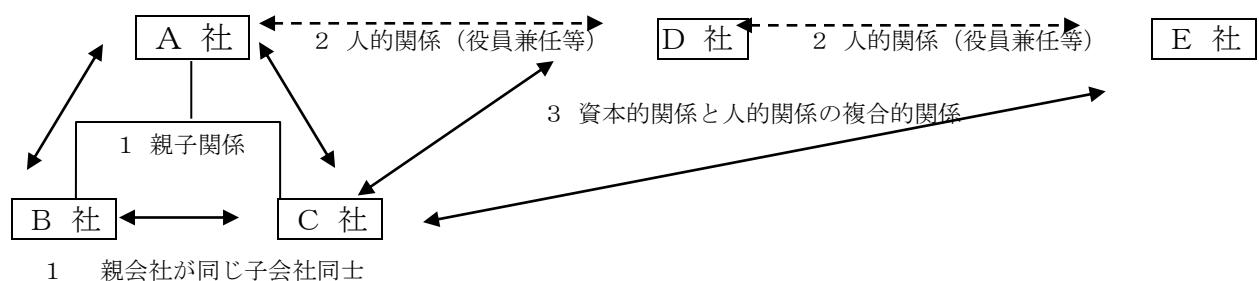
※ 1 資本的関係及び2 人的関係については、形式的に判断できる関係であるが、実質的にこれらと同視しうる入札の適正さが阻害される関係がある場合も、同一の入札へ参加することについては、公正な入札が阻害される恐れがあるため、実効ある競争の確保の観点から入札の参加を制限する。

したがって、同一入札の参加について入札価格や入札意思などを相談するなどの関係がある場合は同一入札への参加が制限される。

※ 記入欄がたりないときは、適宜記入欄を追加して用いること。なお、別紙となる場合は、左上をステー プラーで綴じこみ、別紙にも記名、押印すること。

※ 該当のない事項については、その欄に「該当なし」と記載すること。

【同一入札への参加が制限される事例】



1 親会社が同じ子会社同士

※ 上記の関係がある場合、A、B、C、D及びE社は、いずれか1者のみの入札参加となります。

※ 個人事業主や組合等の法人の理事についても、他の会社の役員等を兼任している場合、同一入札への参加が制限される。また、組合と組合の構成員である会社は同一入札への参加が制限される。

※ 1について、子会社又は子会社の一方が更正会社又は更正手続きが存続中の会社である場合は除く。

※ 2について、一方の会社の役員が他方の会社の管財人を兼任している場合を除いて、会社の一方が更正会社又は更正手続きが存続中の会社である場合は除く。

(様式 5)

令和 年 月 日

所 在 地
商号又は名称

〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
株式会社〇〇〇〇

保守管理業務調書

広島市競争入札参加資格 への登録状況	登録 有 無
	広島市競争入札参加資格の「令和2・3・4年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「役務の提供」の施設維持管理業務の登録種目「30-07建築附属設備、機械設備（施設維持管理業務に掲げているものを除く。）の保守点検・運転管理」
緊急時の連絡先	保守管理業務が実施可能な体制
	・ 現在有している ・ 工事完成までに有する予定
	支店、営業所等の名称
	所在地

以上

**「広島市立新安佐市民病院（仮称）新築その他駐車場管制設備工事」に係る
駐車場管制設備保守管理業務に関する覚書**

地方独立行政法人広島市立病院機構（以下、「発注者」という。）と〇〇〇（以下、「受注者」という。）とは、受注者が落札した広島市立新安佐市民病院（仮称）新築その他駐車場管制設備工事（以下、「工事」という。）の契約内容のうち、工事完成引き渡し後に実施する新安佐市民病院（仮称）駐車場管制設備保守管理業務（以下、「保守管理業務」という。）について、次のとおり覚書を交換する。

(契約書の締結)

- 第1条 受注者は、工事の完了後、保守管理業務の開始までに、保守管理業務が実施可能な体制を構築し、新安佐市民病院（仮称）駐車場管制設備保守点検業務仕様書（以下、「保守点検業務仕様書」という。）に基づき、保守管理業務の契約を締結しなければならない。
- 2 保守点検業務仕様書の点検等項目は、受注者が有する内容に修正するものとする。
- 3 契約書に添付する委託契約約款は、発注者が定める最新版を使用する。

(委託期間)

- 第2条 保守管理業務の期間は工事の引き渡しを受けた日の1年後から、11年間とする。
ただし、契約は当初4年間とし、以後4年の更新を基本とする。

(保守管理業務の費用)

- 第3条 保守管理業務の費用は、入札において決定した保守管理業務費用の額（1か月あたりの合計額に、契約月数を掛けた金額に、保守管理業務の契約日において有効な消費税及び地方消費税相当額を含んだ額をいう。以下、「決定額」という。）とする。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りでない。

- 一 物価の急激な上昇等特別な理由がある場合
- 二 関係法令の規定への適合等の理由により、仕様書において点検項目等の内容変更がある場合
- 三 工事の完了時までに、受注者が保守管理業務を行う駐車場管制設備の内容の変更があった場合
- 四 保守管理業務の開始後において、駐車場管制設備の内容に変更があった場合
- 2 前項第1号及び第2号に該当したときは、発注者と受注者とで協議の上、決定額を変更するものとし、前項第3号及び第4号に該当したときは、その変更に応じた保守管理業務費内訳書に基づく決定額に変更するものとする。

(入札公告要件の遵守)

第4条 受注者は、入札公告に定める要件を厳守すること。

(疑義の解決)

第5条 この覚書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定めるものとする。

本覚書の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所

商号又は名称

代表者

印

受注者 住所

商号又は名称

代表者

印

入札後資格確認型一般競争入札チェックシート

入札後資格確認型一般競争入札にあたって、特に留意すべき事項は次のとおりです。このチェックシートを使用して以下のチェックポイントを確認してください。

1 入札関係書類（入札書提出時までの確認事項）

(1) 工事費内訳書及び保守点検業務費内訳書

項目		主なチェックポイント
表紙		<input type="checkbox"/> 工事名及び商号又は名称、代表者の職氏名の記載はありますか。また代表者印がありますか。
内訳	工事費内訳書	<input type="checkbox"/> 見積もった工事費の合計額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）は、入札書に記載した入札金額と同額となっていますか。 <input type="checkbox"/> 工事費内訳書が「工事費内訳書及び保守管理業務費内訳書作成要領」の無効事由に該当していませんか。（会社名、工事名、金額、記載すべきレベルなどを確認してください。）
	保守管理業務費内訳書	<input type="checkbox"/> 見積もった保守管理業務費の合計額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）は、入札書に記載した入札金額と同額となっていますか。 <input type="checkbox"/> 内訳書が「工事費内訳書及び保守管理業務費内訳書作成要領」の無効事由に該当していませんか。（会社名、工事名、金額、記載すべきレベルなどを確認してください。）
提出		<input type="checkbox"/> 封筒又は包装の表に「○○○工事に係る工事費内訳書在中」と記載していますか。 <input type="checkbox"/> 封筒に入れたうえで封印（2か所）していますか。

(2) 入札書の提出

項目		主なチェックポイント
提出		<input type="checkbox"/> 入札書に記名押印していますか。 <input type="checkbox"/> 封筒又は包装の表に「○○○工事に係る入札書在中」と記載していますか。 <input type="checkbox"/> 封筒に入れたうえで封印（2か所）していますか。

(3) 入札書（封印済）・工事費内訳書及び保守管理業務費内訳書（封入済）の提出

項目		主なチェックポイント
提出		<input type="checkbox"/> 「入札書」（封入済）及び「工事費内訳書及び保守管理業務費内訳書」（封入済）を封筒に入れたうえで封印（2か所）していますか。 <input type="checkbox"/> 封筒又は包装の表に「○○○工事に係る入札書等在中」と朱書きしていますか。

2 一般競争入札参加資格申請書（作成に係る確認事項）

項目		主なチェックポイント
1 申請書（様式1）		<input type="checkbox"/> 記名押印（住所・会社名・代表者名（代表取締役・支店長等）・代表者印）していますか。 <input type="checkbox"/> 工事名を入札公告の工事名のとおり記入していますか。 <input type="checkbox"/> 提出する調書等の□に「レ」印又は「■」（塗潰し）を記入していますか。また、必要な調書等は全て添付されていますか。提出を要しない調

項目	主なチェックポイント
	<p>書等を添付していませんか。</p> <p><input type="checkbox"/> 申請書の内容に応答できる者の氏名、部署、電話番号を記入していますか。</p>
2 経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書の写し	<p><input type="checkbox"/> 社会保険（健康保険及び厚生年金保険）・労働保険（雇用保険）への加入状況を確認するために、経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書の写しを必ず添付することとしています。審査基準日が申請書を提出する日前1年7か月以内の日となっているものを添付していますか。（その他、入札参加条件の中で通知書により確認する項目もありますので必ず添付してください。）</p>
3 施工実績調書 (様式2)	<p><input type="checkbox"/> 記名押印（住所・会社名・代表者名（代表取締役・支店長等）・代表者印）していますか。</p> <p><input type="checkbox"/> 「工事名称等」欄に漏れなく記入していますか。</p> <p><input type="checkbox"/> 「工事内容」欄には、入札公告の会社の施工実績に掲げる条件を満たしていることが確認できるように記載していますか。</p> <p><input type="checkbox"/> 「工事内容」に記入した工法、規模等は、添付した資料（CORINS、契約書、実績証明書等）の記載内容でもれなく確認できますか。工事内容を確認できない部分は、図面や仕様書等も添付していますか。</p>
4 配置予定技術者等調書 (様式3-1、様式3-2)	<p><input type="checkbox"/> 記名押印（住所・会社名・代表者名（代表取締役・支店長等）・代表者印）していますか。</p> <p><input type="checkbox"/> 技術者氏名及び法令による資格・免許の名称を記入していますか（経験による技術者の場合、「法令による資格・免許」欄には「実務経験」と記入してください。）。</p> <p><input type="checkbox"/> 技術者の資格・免許を確認できる技術検定合格者証明書又は監理技術者資格者証等の写し（実務経験による技術者にあっては実務経歴書（様式3-2））を添付していますか。</p> <p><input type="checkbox"/> 監理技術者資格者証の写しを添付する場合、その所属会社名が自社名となっていますか。また、有効期限が切れていませんか（有効期限が残り少ない場合は更新手続を忘れずに行ってください。）。</p> <p><input type="checkbox"/> 平成16年3月1日以降に監理技術者資格証の交付を受けた者の場合は、監理技術者講習修了証又は監理技術者講習修了証明書の写しを添付していますか。</p> <p><input type="checkbox"/> 技術者及び現場代理人の健康保険証等雇用関係を確認できるものの写しを添付していますか。</p> <p><input type="checkbox"/> 技術者及び現場代理人の手持ち工事の有無は、どちらかに「○」を記入していますか。また、技術者及び現場代理人の重複申請の有無は、どちらかに「○」を記入していますか。</p>
5 資本的関係・人的関係調書 (様式4)	<p><input type="checkbox"/> 資本を出資している、または出資されている、あるいは親会社が同一の自社を除く子会社がある場合などは、その会社名を記載していますか。</p> <p><input type="checkbox"/> 代表者等役員が、他の広島市の有資格者の役員を兼ねている場合などは、役職、氏名、会社名を記載していますか。</p> <p><input type="checkbox"/> その他の関係で該当する場合に会社名、所在地、関係などを記載していますか。</p>
6 保守管理業務調書 (様式5)	<p><input type="checkbox"/> 全ての項目に記載がありますか。</p>

項目	主なチェックポイント
7 広島市税の納税証明書の写し	<input type="checkbox"/> 証明年月日が申請書提出日から3か月前の日以降の「令和〇〇年〇月〇〇日(直近の証明可能な日)以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある広島市の納税証明書の写しを添付していますか。
8 消費税及び地方消費税の納税証明書の写し	<input type="checkbox"/> 証明年月日が申請書提出日から3か月前の日以降の「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書(「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか)の写しを添付していますか。(電子納税証明書は不可です。)
9 社会保険（健康保険及び厚生年金保険）・労働保険（雇用保険）への加入及び保険料の未納がないことの証明書類等	<input type="checkbox"/> 経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書の写しを必ず添付することとしています。審査基準日が申請書を提出する日前1年7か月以内の日となっているものを添付していますか。 <input type="checkbox"/> 各保険への適用を受けない者については、「各保険の加入義務がないことの申立書」(原本)の提出を求めています。添付していますか。 <input type="checkbox"/> 未納がないことの証明書（写し）について、過去2年間の保険料を対象（加入期間が2年に満たない場合は加入日から対象）とし、その期間未納がないことを確認します。証明年月日が資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものを添付していますか。 なお、労働保険（雇用保険）の証明書類において、全期納付した事業者が、広島労働局の発行する有効期限の記載のある証明書を提出する場合には、当該有効期限まで有効とします。 <input type="checkbox"/> 各保険の加入義務の有無に対する確認方法や証明書によらない場合等その他の確認方法については、広島市のホームページ(http://www.city.hiroshima.lg.jp/)のトップページの「産業・雇用・ビジネス」→「入札・契約」→「入札契約制度の概要」→「工事」→「社会保険・労働保険加入等に係る体系図及び確認書類等」において確認を求めていました。御覧になりましたか。
9 その他の書類	<input type="checkbox"/> 入札公告等において、必要とされている書類を添付していますか。 ()内に書類の名称を記載していますか。

以上のチェックポイントを満たさない入札は、無効となる場合があります。